配水管更新工事（土気８－２）

特　記　仕　様　書

千葉市 水道局 水道事業事務所

総　　則

（適用）

第１条　この特記仕様書は、「千葉市土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２　この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書による。

３　この工事の設計図書に定めのない工事関係書類は、「土木工事書類作成マニュアル」による。

４　この特記仕様書に記載している要綱、要領、基準書等は最新のものによる。

（監督職員）

第２条　監督職員とは、「千葉市建設工事工事請負契約約款」（以下「契約書」という。）第９条の規定による者であり、「千葉市工事執行規則」第１２条の規定に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

なお、本工事の監督職員は、「千葉市土木工事監督事務処理要領」第８条の規定に基づき、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

（工事用地等の使用）

第３条　用地境界杭には十分注意し施工すること。また、境界杭を破損した場合は責任をもって対処すること。

~~２　本工事箇所に一部用地の未処理部分がある。○年○月○日までに処理する予定ではあるが、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~３　桁製作ヤードは別添図－○に示すＮｏ．○○からＮｏ．○○間を整地し、○年○月○日から○年○月○日まで使用するものとする。また、仮置場はＮｏ．○○からＮｏ．○○間とする。なお、周辺には製作ヤードの確保のために安全施設を設けるものとする。~~

~~４　根固ブロックの制作にあたっては，○○川○岸○○ｋｍ付近の高水敷（官有地）を使用できるものとする。また、範囲、時期については監督職員の承諾を得るものとする。~~

~~（工事ヤード等として使用可能な用地）~~

~~第　条　受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地として、受注者が使用可能な敷地は下表のとおりとする。なお、本敷地の借地料は管理者と協議することとし、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。~~

~~名称~~	~~※ある場合記載~~
~~所在地~~	~~千葉県千葉市○区○町○番地~~
~~敷地面積~~	~~約○○m２~~
~~期間~~	~~○年○月○日～○年○月○日~~ ~~※ある場合記載~~
~~使用条件~~	~~※ある場合記載~~

（施工体制台帳及び施工体系図）

第４条　工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その額にかかわらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。施工体系図には、警備会社の会社名、現場責任者名、工期を記載すること。

なお、施工体制台帳は、以下の項目を記載しなければならない。

（１）建設業法第２４条の７第１項及び建設業法施工規則第１４条の２に掲げる事項

（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

（３）健康保険等の加入状況

（４）外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

（５）作業員名簿

~~**（施工合理化調査）**~~

~~第　条　本工事は、施工合理化調査の対象工事であり、受注者は次に示す工種について施工実態を調査要領に記入の上，提出するものとする。なお、調査要領等については、監督職員の指示による。~~

~~工種名　○○工~~

~~△△工~~

~~**（支給材料及び貸与品）**~~

~~第　条　支給材料は下表のとおりとする。~~

~~名称~~	~~規格~~	~~単位~~	~~員数~~	~~支給場所~~	~~適要~~

~~（工事現場発生品）~~

~~第　条　現場発生品は下記のとおりとし、引き渡しにあたっては、現場発生品調書を作成するものとする。~~

~~品目~~	~~規格~~	~~単位~~	~~数量~~	~~引渡場所~~	~~運搬距離~~
~~グレーチング~~	~~300 用~~	~~枚~~	~~○~~	~~○○~~	~~L=0.0km~~
~~・・・~~	~~・・・~~	~~・・・~~	~~・・~~	~~・・~~	~~・・~~

~~なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。~~
~~これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~2　現場発生品のうち○○は、○○に再使用するものとする。ただし、破損等が甚大で再使用できないものについては監督職員の確認を受けなければならない。~~

（建設副産物の処理及び再生資材の利用）

第５条　建設副産物の処理及び再生資材の利用については、次の各号による。

１　共通事項

１）「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「コブリス・プラス」により作成し、発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムから出力し提出すること。

２）５００㎥以上の建設発生土を搬出しようとする場合、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認や発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況等の確認を行い、確認結果票を発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再生資源利用促進計画と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存すること。

３）建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式―１）を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。

４）建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式―２）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員へ提出すること。

５）受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるよう常に整理しておくこと。

２　建設発生土

~~１）工事間流用の場合~~

~~本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。~~

~~ア　搬出先（相手先工事名、場所等）　　工事　　市　　町地先~~

~~イ　土質及び処分量　　第　　種建設発生土　　m^3~~

~~ウ　搬出時期　　年　　月　～　　年　　月~~

~~なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。~~

~~２）その他の場合~~

~~本工事により発生する建設発生土（○.○m^3）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○に搬出するものとする。~~

~~なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。~~

~~工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。~~

３　路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材（１０５０．０ｔ）は、千葉県東金市小野字大原地先、片道運搬距離８．２ｋｍの㈲地引組に運搬し、処理するものとする。

４　建設廃棄物

本工事により発生する

１）アスファルト塊（６１１．０ｔ）は、千葉県東金市小野字大原地先、片道運搬距離８．２ｋｍの㈲地引組に運搬し、処理するものとする。

~~２）コンクリート塊（無筋）（○.○ｔ）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○に運搬し、処理するものとする。~~

~~３）コンクリート塊（有筋）（○.○ｔ）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○に運搬し、処理するものとする。~~

~~４）建設発生木材（○.○ｔ）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○~~

~~運搬し、処理するものとする。~~

~~5）建設汚泥（○.○ｔ）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○に運搬し、処理するものとする。~~

~~6）刈草・剪定枝等（○.○ｔ）は、○○市○○町地先、片道運搬距離○.○ｋｍの○○に運搬し、処理するものとする。~~

7）舗装版切断作業時に発生する濁水（計６４０４ｋｇ）は、千葉県市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離１８．８ｋｍの太陽建設㈱に運搬し、処理するものとする。

（現場条件及び工法により濁水の回収が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。）

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し，監督職員に報告するものとする。

5　土質改良土

土質改良に用いる建設発生土（１７５．２m^3）は、千葉市若葉区更科町地先、片道運搬距離１５．６ｋｍの松本建材㈱千葉第一改良土プラントへ搬出するものとする。

なお、土質改良プラントにて安定処理された改良土の品質基準については、「埋戻しに使用する材料の品質及び品質管理基準」（千葉市）によるものとする。

また、現場において安定処理された改良土の品質基準については、「千葉市土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

~~（建設発生土の搬出先への情報提供）~~

~~第　条　受注者は、本工事から市外へ建設発生土を１００m^3以上搬出する場合は、別紙様式により搬出前に搬出先市区町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・ＦＡＸ等で提出しなければならない。~~

~~なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。~~

~~（１）　工事件名、工事概要、工事場所~~

~~（２）　工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先~~

~~（３）　受注者名、現場代理人名、連絡先~~

~~（４）　建設発生土の運搬業者名~~

~~（５）　建設発生土の受け入れ先名（搬出先事業所名等）、住所~~

~~（６）　建設発生土の発生場所から受け入れ地までの運搬経路~~

~~（７）　建設発生土の搬出時期（搬出期間）~~

~~（８）　建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m^3）~~

（建設リサイクル法）

第６条　建設リサイクル法の処理については、次の各号によるものとする。

（１）　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

①　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

契約書第６４条　解体工事に要する費用等については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

②　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条の規定に基づき、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準（平成３０年７月）」に定めた様式３「再資源化等報告書」を監督職員に提出することとする。

なお、「再資源化等報告書」に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

（２）　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

①　建設リサイクル法第１２条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」（様式２）を提出し説明を行うこととする。

②　「説明書」の提出は、契約に先立って行うこととする。

（産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示）

第７条　産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

（１）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示

（産業廃棄物運搬車　等）

文字の大きさ：１４０ポイント（約５ｃｍ）以上

（２）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

文字の大きさ：９０ポイント（約３ｃｍ）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用

いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

~~**（材料の立会調合）**~~

~~第　条　現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調合しなければならない。~~

（段階確認）

第８条　受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
開削工	土工	埋戻し前

（社内検査）

第９条　本工事は、「千葉市請負工事検査要綱」第１２条に定める社内検査対象工事である。実施に際しては、別に定める「社内検査実施指導要領」に基づき実施するものとする。なお、社内検査員は、原則として、検査に立ち会うものとする。

~~**（既済部分検査）**~~

~~第　条　本工事については、工事の完成に先立って、既済部分検査（部分引渡し検査）を実施し、下記のとおり部分引渡しを行うものとする。~~

~~対象工種~~	~~対象範囲~~	~~引渡し期間~~
		~~契約締結の翌日から〇年〇月〇日~~

・（中間技術検査）

第１０条　当初請負金額が１億円以上かつ工期６ヶ月以上の工事に該当した場合は中間技術検査の対象工事とし、実施回数及び実施時期（施工段階）は当該工事の主要工種を考慮し、下記のとおりとするが、工法上の制約等により実施時期が変更となる場合には、別途指示する。

実施回数	実施時期（施工段階）
１回目	配水管布設完了時（実施工程50%達成時）

２　本工事が「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において、履行可能と判断し契約締結をした工事（以下「低入札工事」という。）に該当した場合は中間技術検査の対象工事とし、前項の実施回数及び実施時期で行うことを原則とするが、監督員

と検査員の協議により決定する。

３　中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術確認が必要な場合はこの限りではない。

４　中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。

（施工管理）

第１１条　本工事の施工管理は、「千葉市土木工事施工管理基準及び規格値」によるものとする。なお、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２　本工事の写真管理は、「千葉市土木工事写真管理基準」によるものとする。

（施工中現場への安全パトロールについて）

第１２条　工事期間中に、「千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱」、「千葉市建設工事安全対策委員会運営要領」及び「下水道部事故防止巡回班規約」に基づく、下水道部事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

（工事中の安全確保）

第１３条　工事の施工に当たっては，「道路工事保安施設設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき適切な交通管理及び標示施設の設置を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

~~２　工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。~~

~~３　工事期間中に配置する交通整理員は、１箇所○人（うち有資格者○人）※とし、○箇所計上するものとする。~~

~~なお、交代要員は○人見込んでいる。ただし、交通管理者との協議条件等により配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~①各々の配置人員の明示が難しい場合（道路の切り回しが多数に渡り個々の配置の記述が非常に難しい場合等）~~

~~②適切な交通整理員の配置が工事内容，現場状況等により算出が煩雑になる場合工事期間中に配置する交通整理員は、下記のとおりとする。~~

~~③~~

	昼間作業	夜間作業	備考
交通誘導員（有資格者）	１１１人	―	
交通誘導員（有資格者以外）	２９９人	―	

~~※「交代要員あり」とは、休憩・休息時間についても交通誘導を行う場合~~

~~ただし、交通管理者との協議条件等により配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~4　夜間における巡視員または見張員の人員は○○人とする。~~

~~5　地盤改良に用いる生石灰の使用にあたっては、十分留意するとともに関係法規を遵守しなければならない。~~

~~6　切土法面には落石防止網を設置し、災害の防止に努めるものとする。~~

~~7　○○の施工期間中、現道上に落石等が生じないように、山側に防護柵等を設置し、安全管理するものとする。~~

~~8　岩石等火薬類を用いて掘削する場合は既存の構造物の破損や交差する○○道への飛散等防止するため監督職員の指示する箇所へ高さ○○mの飛散防止柵を延長○○m設置するものとする。~~

~~9　地下埋設物等に影響を与える恐れのある箇所については、埋設物等の管理者と協議し、必要に応じて、試掘及び埋設物等の防護の実施について監督職員と協議するものとする。~~

１０　施工にあたっては、千葉市建設工事等安全対策委員会が定める「安全対策重点項目」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、別途監督職員が指示する「令和８年度の安全対策重点項目」について、工事関係者が見やすい場所に掲示するものとする。

（外国人労働者への安全衛生教育の留意事項）

第１４条　受注者は、外国人労働者への安全衛生教育をはじめ、工事現場において、朝礼、ＫＹ活動（危険予知活動）、安全訓練等を実施するに当たっては、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」（※）を参考に、母国語に翻訳したテキスト教材や動画教材、音声翻訳アプリ、「やさしい日本語」の活用など、当該外国人労働者がその内容を容易に理解できる方法により行うこと。

※「外国人労働者安全衛生管理の手引き」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html

~~**（安全管理について）**~~

~~第　条　下水道のマンホール、管渠等（労働安全衛生法施行令第２１条第９号（別表第~~

~~６）に掲げる作業場）における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。~~

~~１　測定日時~~

~~２　測定方法~~

~~３　測定箇所~~

~~４　測定条件~~

~~５　測定結果~~

~~６　測定を実施した者の氏名~~

~~７　測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要~~

（天災対策）

第１５条　地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

~~（事業損失防止施設）~~

~~第　条　工事施工期間中は、地盤沈下、振動等の測定及び沿道の事前事後調査を次の各号に掲げる要領で行い、監督職員に報告しなければならない。~~

~~（１）地盤沈下及び移動の測定~~

~~工事起終点前後〇〇m間を含む工事区間の両側、官民境界及び道路面上の縦断測定を行うものとする。~~

~~（２）工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。~~

~~調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。~~

~~種別~~	~~事前~~	~~事後~~
~~木造　（床面積１００m^2未満）~~		
~~〃　（床面積１００m^2以上）~~		
~~非木造（床面積２００m^2未満~~		
~~〃　（２００～５００m^2未満）~~		
~~〃　（５００～１，０００m^2未満）~~		
~~〃　（床面積１，０００m^2以上）~~		

~~詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。~~

~~①調査内容~~

~~柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート控、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握で~~

きるよう資料を作成するものとする。

②報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して２部提出するものとする。

２　工事施工期間中沿道に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

３　地下水の観測設備を設け、掘削の進捗に伴い地下水位を観測記録して監督職員に報告しなければならない。

（１）設置位置は，監督職員の指示によるものとする。

（２）ボーリング〇箇所、孔径φ〇、貫長〇m、標準貫入試験〇回とし、延長等は監督職員の指示により契約変更の対象とする。

（３）観測設備は，塩ビ管ストレーナー付とし、路上には鉄蓋付のハンドホールを設置する。

４　その他

（１）地下水の観測回数は開削開始から〇日に〇回を原則とし、工事完成までとする。

（２）水素イオン調査（ｐｈ）

調査は工事開始前〇回、掘削開始から工事完了まで月〇回とする。

（３）ボーリングによる地質柱状図を作成して提出する。

（仮設工等の段階点検）

第　条　受注者は，仮設工の計画，設計及び施工における次の各号に掲げる段階及び内容について確認し、結果を書面にて提出するものとする。

（１）仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。）

（２）仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（３）仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（４）仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（過積載による違法運行の防止）

第１６条　受注者は、工事の施工にあたっては、次の各号を遵守するものとする。

（１）積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（２）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

（３）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。

（４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着者、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

（５）建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

（６）以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

~~（工事用資機材等の保管）~~

~~第　条　本工事に用いる○○については、その保管場所を○○付近とする。ただし、保管の期間は○年○月○日から○年○月○日とするが、詳細については監督職員の指示によるものとする。~~

~~（現場環境改善費）~~

~~第　条　現場環境改善費は、現場環境改善及び地域連携地域に関するものとし、現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮並びに一般住民への建設事業の広報活動を行うために実施するものであり、建設業の健全な発展や公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。受注者は施工に際し、この趣旨を理解し監督員と協議して労働環境の改善、地域との相互理解等について状況に合わせた創意工夫を発揮し、適正な現場環境改善計画を策定し実施するものとする。~~

~~２　現場環境改善の具体的内容は、次表の内容のうち計上費目ごとに１内容（いずれか１費目のみ２内容）を選定するものとする。~~

~~計上費目~~	~~標準的実施内容~~
~~現場環境改善（仮設備関係）~~	~~１　昇降設備の充実、２　環境対策の充実、３　ICT 設備の充実、４　作業負荷の低減~~
~~現場環境改善（営繕関係）~~	~~１　現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、２　労働者宿舎の充実、３　現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む）、４　衛生設備・厚生施設の充実~~

~~現場環境改善（安全関係）~~	~~1　工事標識・照明等安全施設の充実、2　盗難防止対策、3　健康関連施設の充実、4　野生生物・害虫対策~~
~~地域連携~~	~~1　広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等）、2　見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）、3　社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）、4　現場景観向上（美装化・デザイン看板等）~~

~~3　現場環境改善についての具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。~~

~~4　工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。~~

（創意工夫）

第１７条　受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに「千葉市工事成績評定要領」に定める別紙－１０により提出することができる。

（環境対策）

第１８条　本工事の施工にあたっては、騒音及び振動には十分注意し低騒音・低振動型建設機械を使用すること。また、近隣住民の迷惑にならないように留意すること。

~~2　場所打杭の施工は、〇〇工法とする。なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性，経済性等の検討を行い、施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。~~

~~3　鋼矢板、鋼管杭の施工は低騒音、低振動建設機械に認定された機種によるものとし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。~~

4　舗装版切断・破砕作業においては、次の各号によるものとする。

（1）舗装版切断作業においては、騒音防止を施した機械を用いること。

（2）舗装版取り壊し材の二次破砕作業を現場内で行わないこと。

~~（3）舗装版破砕作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破砕機を使用するものとする。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。~~

~~5　水替工については、次の各号によるものとする。~~

~~（1）工事用排水の処置について、公共下水道の使用に関する手続きは、受注者が行うものとする。~~

~~（2）工事排水にあたっては、工事場所付近に沈砂層等を設けて水質基準を確保して既設の公共下水道に排水するものとする。なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。~~

~~（３）下水道の使用数量は下水道管理者から測定並びに認定を受けるものとする。なお、下水道使用数量は○○m^3を見込んでいるが設計変更の対象とする。~~

~~（４）水中ポンプは、口径○ｍｍを○台で常時（または作業時）排水を○日見込んでいる。~~

~~６　凝集剤及び中和剤の使用に当たっては，次の各号によるものとする。~~

~~（１）一次凝集剤の使用は処理水１m^3に○○ｋｇの添加を標準とする。~~

~~（２）二次凝集剤の使用量は処理水１m^3に○○ｋｇの添加を標準とする。~~

~~（３）中和剤の使用量は処理水１m^3に○○ｋｇの添加を標準とする。なお、凝集剤及び中和剤の使用量については、監督職員の確認のうえ設計変更の対象とする。~~

（環境配慮依頼）

第１９条　本工事は、環境負荷を低減するため、下記のとおり環境へ配慮し、実施するものとする。

１　資材・廃土運搬時の環境配慮

（１）過積載の禁止、最短ルートの選択及び適正運転方法等を定めた「貨物自動車使用管理マニュアル」等を作成し、従業員に徹底する。

（２）騒音・振動の軽減に努める。

（３）夜間及び早朝の住宅地周辺の走行を極力避ける。

（４）渋滞時間帯の走行運搬を避ける。

（５）違法駐車及び積荷の落下等により、車の流れを阻害しないよう十分注意する。

（６）急発進・急加速を避ける。

（７）アイドリングストップを励行する。

（８）車両の点検整備を適正に行う。

（９）車両の購入又は更新の際には、できる限り低公害型車両を導入する。

２　工事実施時の騒音・振動の低減への配慮

（１）工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査の上、低騒音・低振動の工法及び建設機械の採用に努める。

（２）工事の施工にあたり、周辺住民に対して、予め工事の概要、作業時間、作業期間及び騒音・振動防止対策について十分説明し、理解を得る。

（３）周辺住民に対して苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意をもって対処する。

（４）騒音・振動を伴う作業は、日曜、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わない。

（５）重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、作業員の話し声及びラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮する。

~~３　基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮~~

~~（１）地下水汚染の原因となる物質を適正に管理する。~~

~~（２）過去の土地利用状況からみて土壌汚染の恐れがないかを調べ、必要な場合は条例、要綱等に基づき、調査、報告書の提出及び土壌汚染対策を実施する。~~

４　建設副産物の発生抑制及び再利用の推進

（１）アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場での不要物の除去を徹底し、再資源化施設への全量排出を図る。

（２）建設汚泥に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場での脱水等により減量化を図り、排出量の減少を図る。

ウ　安定処理等により、処理土の工事での利用を図る。

（３）建設混合廃棄物に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場内分別を徹底し、単品としてそれぞれ再資源化施設への搬出を図る。

ウ　部材のモジュール化、無梱包化、構造物の高寿命化等により、発生量を抑制する。

（４）建設発生土に関して

ア　建設発生土の現場内利用に努める。

イ　土砂を利用する工事における建設発生土の工事間流用に努める。

ウ　建設発生土の搬出先へ情報を提供する。

（工期）

第１９条　工期は、雨天、休日及び工事抑制期間等を見込み、契約の翌日から２７０日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。　工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

~~余裕期間~~	~~０日間~~
準備期間	３０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	０．７８
~~その他の作業不能日（〇〇のため）~~	~~〇日間~~ ~~令和〇年〇月〇日~~

	~~～令和○年○月○日~~
検査実施調整期間	１４日間

２　天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ）１日の降雨・降雪量が 10 ㎜/日以上の日：３９日間／年間

ロ）８時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：８日間／年間（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去５か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

３　著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４　当該工事は、工期に竣工後の検査実施調整期間を含んでおり、工期内検査を実施することとする。

（猛暑期間における現場施工回避）

第２０条　本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間（７～８月）の現場施工を回避することについて、監督職員と協議を行うことができる。

~~**（余裕期間制度）**~~

~~第　条　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を図るため、余裕期間を設定した工事である。実施に際しては、別紙○「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」によるものとする。~~

（施工時期及び施工時間の変更）

~~第　条　本工事の○○区間については、現在施工中の○○工事と競合するが、○○工事は、○年○月○日頃完成する予定である。なお、工事着手については（○年○月○日頃を予定している。・監督職員の指示によるものとする。）~~

~~第　条　本工事の○○から○○の区間については現在○○と○○について協議中であるが、○年○月の○旬頃協議が成立する見込みである。なお、この区間の工事開始の時期は（○年○月○日頃を予定している。・監督職員の指示によるものとする。）~~

~~第　条　本工事の施工は、○年○月以降とする。ただし、堤防開削時期については、○年○月○日以降とする。~~

~~第　条　○年○月○日から○年○月○日及び○年○月○日から○年○月○日の期間は○○の指定する規制区間となるので、車線規制を必要とする工事は行ってはならない。~~

第　条　本工事の交通規制は、下表を想定している。

施工範囲	規制区分	摘要
No.□～No.△	通行止め	地元協議済、舗設時
県道○○線	片側交互通行	側溝布設時
No.□～No.△	路肩規制	

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第　条　○○道○○号は、○○と協議の結果、○○t 車以上の工事車両の通行を禁止されているので厳守すること。

第２２条　本工事の作業区分は下表によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事（但し車線規制10時から16時）
夜間作業	－
昼夜間作業	－

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第　条　作業区分は下表によるものとする。

作業区分		施工区分
昼間作業		○○部、○○の塗装
夜間作業	線路閉鎖時間内	足場、防護工及び○○部の塗装
	給電停止時間内	○○及び○○桁外側の塗装

ただし、上記区分に変更を要する場所は、監督職員の承諾を得るものとする。

２　線路閉鎖及び給電停止時間内に係る工事の施工に際しては、ＪＲ施設物の保全及び列車運転の保安等に関して、ＪＲ○○局監督員と事前に十分打ち合わせを行い、その指示事項に従って施工すること。なお，昼間作業には、列車監視員を設置すること。

３　線路閉鎖及び給電停止時間帯は下表のとおりとする。

路線名	上・下	線路閉鎖			給電停止		
		始	終	共通時間	始	終	共通時間
○○	上り	時：分 ○：○○	時：分 ○：○○	h ○：○○	時：分 ○：○○	時：分 ○：○○	h ○：○○
	下り	○：○○	○：○○	○：○○	○：○○	○：○○	○：○○

ただし、上記時間帯に大幅な変更があった場合には、契約変更の対象とする。

（他工事との調整）

第２３条　本工事は、複数の工事と相互に関連することから、施工手順・工程について工事間で十分な調整を行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２　本工事との調整が必要な工事は、下記のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
歩道整備工事	本工事終点付近	未定

~~**（工事支障物件）**~~

~~第　条　占用物件等の調整~~

~~本工事に関連する占用物件の撤去、移設、防護及び復旧工事については、下記のとおり、各占用物件の管理者（企業）が処理するものとする。~~

~~支障物件~~	~~管理者~~	~~施工位置~~	~~処理内容~~	~~処理時期~~

~~第　条　本工事区間において現在○○の占用物件の埋設を○年○月○日から○年○月○日まで行っているので、工事施工にあたっては、○○と十分工程の調整を行い、慎重に施工するものとする。~~

~~（関係機関協議）※より条件を明示するため、出来る限り記載~~

~~第　条　本工事に関連する主な施設及び関係機関は、下表のとおりとする。~~

~~道路関係~~

~~路線名等~~	~~道路等管理者名~~	~~位　置~~	~~摘　要~~
~~国道１６号~~	~~千葉国道事務所船橋出張所~~	~~No.□付近~~	
~~東関東自動車道~~	~~NEXCO 東日本千葉管理事務所~~	~~No.□付近~~	

~~規制関係~~

~~路線名等~~	~~交通管理者名~~	~~摘　要~~
~~全路線~~	~~千葉北警察署~~	~~交通規制~~
~~東関東自動車道~~	~~千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊~~	~~交通規制~~

~~電力、通信施設関係~~

~~施設等名~~	~~施設等管理者名~~	~~位 置~~	~~摘 要~~
~~交通信号機~~	~~千葉県警察本部交通部交通規制課~~ ~~千葉中央警察署~~	~~No.□付近~~	~~移設~~
~~送電線、電柱~~	~~東京電力パワーグリッド㈱~~	~~No.□～No.△~~	~~架空線・電柱移設~~
~~送電線、電柱~~	~~NTT インフラネット㈱~~	~~No.□～No.△~~	~~架空線~~
~~光通信ケーブル~~	~~ＫＤＤＩ㈱~~	~~No.□～No.△~~	~~架空線~~

~~（重点監督対象工事）~~

~~第　条　本工事は、○○○○○（対象工事条件を記載する）に該当するため、「千葉市土木工事監督技術基準」第４条に規定する重点監督対象工事とする。~~

~~受注者は、段階確認について、特記仕様書に定められた段階確認の種別、確認時期、確認項目、確認の程度に従いこれを行わなければならない。~~

（低入札工事に対する監督体制）

第２４条　低入札価格調査制度における基準価格を下回る価格での入札が行われ、調査の結果履行可能と判断され契約した場合には、重点監督対象工事として工事を実施するものとする。

（低入札価格調査制度対象工事における下請負人のしわ寄せ防止）

第２５条　低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人１者につき、各１回の点検を行うものとする。また、点検結果については、その都度監督員へ提出するものとする。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。

（現場代理人の常駐義務緩和）

第２６条　本市が発注する建設工事で、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を３件まで兼任することができる。

（１）請負代金の額が４，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、９，０００万円）未満であること。

（２）低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。

（３）特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。

（４）兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること。

（５）兼任する工事の工事箇所が千葉市内に限ること。

（監理技術者の専任義務緩和）

第２７条　本工事において、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（４）専任特例２号による監理技術者が兼任できる工事は、本市が発注する建設工事でなければならない。

（５）請負代金の額が２億円未満であること。

（６）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約する場合でないこと。

（７）特定建設工事共同企業体として契約する場合でないこと。

（ワンデーレスポンスの実施）

第２８条　本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

２　受注者は計画工程表の提出にあたって、監督員と協議のうえ、作業間の関連把握や工

事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。

3　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（ウィークリースタンスの実施）

第２９条　本工事は、ウィークリースタンス実施対象工事である。実施に際しては、別に定める「ウィークリースタンス実施要領」に基づき実施するものとする。

~~**（工事施工調整会議）**~~

~~第　条　この工事は、工事施工調整会議の実施対象工事である。~~

~~「工事施工調整会議」（以下「調整会議」という。）とは、~~

~~工事着手前に当該工事の施工者、設計者及び発注者の三者が事業目的、設計意図、設計・施工条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案等の意見交換を行い、相互理解を深めるものである。~~

~~2　施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査を行い、施工計画書作成に際しての疑問点及び施工上の課題等を整理して、工事打合簿にて監督員に提出すること。また、調整会議の開催希望時期を監督員に報告して、調整会議の開催を要請すること。~~

~~3　調整会議には、現場代理人、監理技術者（主任技術者）が出席するものとする。~~

~~4　協議内容~~

~~①施工者による設計図書の照査結果及び疑問点等の報告~~

~~②設計者による設計意図の説明及び施工者の疑問点に対する回答~~

~~③発注者による事業目的・工事全般に関する注意事項の説明及び施工者の疑問点等に対する回答~~

~~④三者による施工留意点等の確認（調整会議の各出席者は、設計図書と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。）~~

~~⑤設計・施工に係る意見交換（上記事項の他、設計・施工に係る事項について、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。）~~

~~5　施工者は、必要に応じて２回目以降の調整会議を発注者に要請することができる。~~

~~6　施工者は、調整会議終了後、協議内容等を整理し、速やかに工事打合せ簿を監督員に提出すること。~~

（契約後ＶＥ方式）

第３０条　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、「千葉市契約後ＶＥ方式試行要領」により実施するものとする。

「ＶＥ提案」とは設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることな

く請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

2　ＶＥ提案の範囲

（1）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）があるもの及びそれに附帯するもののうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。

（2）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

ア　工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

イ　入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

ウ　契約書第１８条の規定に基づき、条件変更が確認された後の提案

3　ＶＥ提案書の提出

（1）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、ＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア　ＶＥ提案書（別紙様式－１）

イ　ＶＥ提案項目内容の詳細（別紙様式－２）

ウ　ＶＥ提案による工事代金額の概算低減額及び算出根拠（別紙様式－３）

エ　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項（別紙様式－４）

オ　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（別紙様式－４）

（2）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（3）発注者は、受注者と協議の上、ＶＥ提案の提出期限を決定することができる。

（4）ＶＥ提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

4　ＶＥ提案の審査

（1）ＶＥ提案の審査にあたっては、提出されたＶＥ提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行う。

（2）発注者は、受注者から提案内容についてのヒアリングを実施することができる。

5　ＶＥ提案の採否等

（1）発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内にＶＥ提案採否通知書（別紙様式－５）により受注者に通知する。ただし、受注者の同意を得た場合は、この期間を延期することができる。

また、提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して

通知する。

（２）発注者は、契約後ＶＥ対象工事に係る契約書追加条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約書第１９条の２第３項の規定により請負代金額の変更を行う。

（３）発注者は、ＶＥ提案を適正と認めた場合は、ＶＥ提案により低減する額（消費税相当額を除く）と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合（別表）により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価点に加点する。

なお、共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分（別表）し加点する。

（４）加点対象工事は、ＶＥ提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式による工事のうち「契約後ＶＥ方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事によるものとする。

（５）ＶＥ提案による加点の上限は業種毎に５点とし、加点対象期間は１ヵ年度間とする。

（６）ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

なお、この場合においても評価点の加点については、変更しない。ただし、受発注者双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、ＶＥ提案の実績とするか否かについて調整会議に諮る。

（７）発注者は、ＶＥ提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けない。

（８）発注者は、完成通知書を受理後、ＶＥ提案実績通知書（別紙様式－６）を受注者に交付する。

６　ＶＥ提案の利用

ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

７　責任の所在

発注者がＶＥ提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

８　その他

ＶＥ提案に必要な書類等は、技術管理課ホームページよりダウンロードすること。

（別　表）請負代金額に対する低減額の割合

請負代金額に対する低減額の割合	加点
１％未満	0
１％以上３％未満	1
３％以上５％未満	2
５％以上７％未満	3
７％以上１０％未満	4
１０％以上	5

小数第４位四捨五入

○共同企業体の場合の計算方法

・業種　□□□

・××年度（入札公告年度の前年度）工事における上記業種による加点の合計

Ａ社　４点、Ｂ社　３点

・出資比率　Ａ：Ｂ＝６０％：４０％

（４×０．６＋３×０．４）＝３点（小数点以下切り捨て）

（総合評価落札方式による技術提案に基づく施工）

第３１条　受注者は、入札時に提示した技術提案に基づき確実に施工するものとし、技術提案による契約金額の変更は行わないものとする。ただし、「ＩＣＴ活用工事」の対象工事において、受注者がＩＣＴ活用工事を希望した場合は、「千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）」により、契約金額の変更を行うものとする。

（総合評価落札方式による技術提案が履行されない場合の措置）

第３２条　受注者の責により入札時の技術提案が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の技術提案の項目ごとに５点を減ずる。

~~**（総合評価落札方式による技術提案に対する現場確認方法）**~~

~~第　条　発注者は、受注者が入札時に提示した技術提案等の履行確認を目的に、当該提案内容に基づき「技術提案等実施状況確認シート」を作成するものとする。~~

~~２　受注者は、発注者から提示された「技術提案等実施状況確認シート」を確認したうえで、実施状況を記録するものとする。~~

~~**（施工箇所が点在する工事の積算）**~~

~~第　条　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について~~

~~標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、○○地区（施工箇所△△）、◆◆地区（施工箇所□□）（以下「対象地区」という）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の工事」である。~~

~~2　本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。~~

~~なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。~~

~~一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。~~

~~（１日未満で完了する作業の積算）~~

~~第　条「１日未満で完了する作業の積算」（以下「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。~~

~~2　受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議することができる。~~

~~3　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。~~

~~4　受注者は、協議に当って、１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。~~

~~5　通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。~~

~~6　１日未満積算基準「３．判定方法（３）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第○条第○項（※施工箇所点在の場合）の箇所とする。~~

（デジタル工事写真）

第３３条　本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。実施に際しては、別紙１「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書」によるものとする。

（情報共有システムの活用）

第３４条　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換、共有し業務の効率化を図る、情

報共有システムの試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

（工事完成図書の納品）

第３６条　本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品は、成果を電子成果品として納品することをいい、「電子納品運用ガイドライン」に基づき作成するものとする。

２　成果品は、電子媒体で提出するものとし、提出にあたっては、電子納品チェックシステムによりエラーがないことを確認したのち、ウィルス対策を実施したうえで提出するものとする。

~~**（地質調査の電子成果品等）**~~

~~第　条　受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」による検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、電子納品運用ガイドライン【委託業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用 は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。~~

~~また、受注者は、納品の際に、（一財）国土地盤情報センターから受領した検定証明書を、電子納品運用ガイドライン【委託業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS フォルダに格納することで、成果が検定済みであることを報告する。~~

~~**（概算数量発注方式）**~~

~~第　条　本工事は、当初設計の数量を概算数量により積算し、契約締結後に現場精査の上、設計数量を確定し契約変更を行う概算数量発注方式の対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市概算数量発注方式試行要領」に基づき実施するものとする。~~

~~２　施工数量は、受発注者間で協議のうえ、受注者が作成する「工事計画図書」により確定するものとする。~~

~~３　受注者は契約後速やかに、当初設計内容を踏まえ、現場を調査し「工事計画図書」を作成するものとする。~~

~~４　受注者は「工事計画図書」を監督職員に提出し、施工範囲、施工内容、施工数量等について指示を受けなければならない。~~

（週休２日制工事）

第３６条　本工事は、「完全週休２日制（発注者指定型）」に取組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市週休２日制工事実施要領」に基づき実施するものとする。

~~（ＩＣＴ活用工事）~~

~~第　条　本工事は、ＩＣＴの活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（「発注者指定型」、「受注者希望Ⅰ型」または「受注者希望Ⅱ型」**※何れかを選択**）の対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）」に基づき実施するものとする。~~

~~２　本工事の対象工種は下記のとおりであり、対象工種を全て実施するものとする。~~

~~ＩＣＴ活用工事の種類~~	~~対象工種~~
~~例）土工~~	~~例）掘削工~~
~~例）舗装工（修繕工）~~	~~例）切削オーバーレイ工~~
~~△△工~~	~~△△工~~

~~↓100m3 以上 1,000m3 未満の土工（掘削工、盛土工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工）発注する場合~~

~~ＩＣＴ活用工事の種類~~	~~対象工種~~
~~土工（導入型）※トライアル型~~	~~例）掘削工~~

~~**※「ＩＣＴ活用工事の種類」は、千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）「第２　ＩＣＴ活用工事」の「種類・型式別　適用プロセス一覧表」に記載のＩＣＴ活用工事の種類を記載。「対象工種」は、千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行）「第１１　ＩＣＴ活用工事の詳細」にＩＣＴ活用工事の種類ごとに記載されている対象工種に記載の工種を記載。**~~

~~なお、受注者は、本特記仕様書に指定された工種以外にＩＣＴ活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事を行うことが出来る。~~

~~３　「ＩＣＴ活用工事」とは、建設現場における生産性向上のため、以下に示す①～⑤の施工プロセスの各段階においてＩＣＴを活用する工事をいう。~~

~~①３次元起工測量~~

~~②３次元設計データ作成~~

~~③ＩＣＴ建設機械による施工~~

~~④３次元出来形管理等の施工管理~~

~~⑤３次元データの納品~~

~~４　本工事においては、監督職員と協議が整った上記３①～⑤の全て又は何れかの段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、施工範囲の全てで適用するが、対象とする工種について具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。~~

~~５　上記３①～⑤の施工プロセスを実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。~~

~~６　上記３①～⑤で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。~~

~~７　千葉市土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。~~

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

第３７条　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき実施するものとする。

（建設現場の遠隔臨場）

第３８条　本工事は、建設現場の遠隔臨場「受注者希望型」に取組む工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施するものとする。

~~２　機器の使用期間については○か月を見込むものとし、期間を変更する場合は別途、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。~~

（建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事）

第３９条　本工事は、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）活用工事に受注者の希望により設定できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市建設キャリアアップシステム活用に関する工事試行要領」に基づき実施するものとする。

（建設現場における快適トイレの設置）

第４０条　本工事は、建設現場における快適トイレの設置を受注者の希望により設置できる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市快適トイレ設置試行要領」に基づ

き実施するものとする。

~~（工事書類限定検査）~~

~~第　条　本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「工事書類限定検査」の対象工事である。~~

~~２　工事書類限定検査とは、監督職員に提出した書類のうち技術検査時に下記の８書類に限定して資料検査を行うものである。（作成する工事書類を限定するものではない。）~~

~~①施工計画書~~	~~⑤出来形管理図表~~
~~②施工体制（下請引取検査書類を含む）~~	~~⑥品質管理図表~~
~~③工事打合せ簿~~	~~⑦品質確認書~~
~~④品質規格証明資料~~	~~⑧工事写真~~

~~なお、以下の工事については対象外とする。~~

~~・「低入札価格調査制度対象工事」又は、「重点監督対象工事」~~

~~・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事~~

~~３　検査員が、公共工事の品質確保、安全性、効率性、環境への配慮等に鑑み、特に確認が必要と判断した場合には、上記８種類以外の書類に関しても検査の対象とする場合がある。~~

（脱炭素の推進）

第４１条　本工事は、建設段階での脱炭素の推進に受注者の希望により取り組むことができる工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市公共工事脱炭素推進試行要領」に基づき実施するものとする。

（千葉開府９００年記念事業）

第４２条　本工事は、「千葉開府９００年記念事業」対象工事である。実施に際しては、別紙２「千葉開府９００年記念事業に関する特記仕様書」によるものとする。

~~（中温化アスファルト混合物）~~

~~第　条　本工事は、脱炭素への取り組みの一環として、ＣＯ２排出抑制や作業環境改善等の効果が期待できる中温化アスファルト混合物を活用する工事である。~~

~~（盛土規制法の協議）~~

~~第　条　宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可等の対象となる工事を行う場合は、宅地課と協議を行うこと。~~

~~（路面標示施工技能士）~~

~~第　条　本工事は区画線工が主たる工事であることから、品質向上のため、路面標示施工技能士の配置を検討すること~~

材　　料

~~**（再生コンクリート砂の使用に係る試験等）**~~

~~第　条　本工事において使用する再生コンクリート砂については、六価クロム溶出試験を現場使用に先立ち、１購入先当り１検体を試験し、土壌汚染に係る環境基準の適合を確認するとともに、監督職員へ試験結果を報告するものとする。~~

（道路用溶融スラグの品質等）

第４３条　道路用溶融スラグ骨材は、加熱アスファルト混合物の細骨材に使用するもので、品質等は次によるものとする。

１　道路用溶融スラグは、千葉市所管の清掃工場において生成されたものを使用するものとする。

２　道路用溶融スラグは、日本産業規格（ＪＩＳ　Ａ　５０３２）「一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格に適合するものでなければならない。

３　道路用溶融スラグは、加熱アスファルト混合物の骨材全体重量比の１０％以下で使用するものとする。

４　工事の施工にあたり、道路用溶融スラグの供給が不足することが予想できた場合・不足した場合は、使用合材を再生合材に変更できるものとする。

　なお、その場合は、事前に監督職員と協議を行うものとする。

５　工事の施工にあたり、上記に定めのない事項については、共通仕様書第１編共通編、第６編道路編及び千葉市土木工事施工管理基準によるものとする。

（コンクリートのアルカリ骨材反応）

第　条　コンクリート及びコンクリート工場製品の使用にあたっては、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木・建築共通）」（以下「抑制対策」という。）及びアルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（以下「実施要領」という。）によらなければならない。

　なお、抑制対策及び実施要領と他の設計図書との間に相違がある場合は、抑制対策及び実施要領を優先する。

（品質規格証明資料）

第４４条　工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

ただし、以下の材料の場合は、品質規格証明資料の提出が義務付けられているため、監督職員に提出しなければならない。

~~・ＪＩＳ以外のレディーミクストコンクリート~~

~~・設計図書において試験を行うこととしている工事材料~~

~~・海外で生産された建設資材のうちＪＩＳマーク表示品以外の建設資材~~

~~・かごマット工に使用する線材~~

~~・袋詰玉石工に使用する袋材~~

・アスファルト舗装の材料

~~・鋼管理橋上部工に使用する材料~~

~~（電線共同溝事業における低コスト化のための比較検討）~~

~~第　条　管路部及び特殊部について、当初設計においては従来手法により積算・発注しているが、原則として、無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術を用いることとし、「ＮＥＴＩＳテーマ設定型の比較表：無電柱化における管路部等の低コスト化に資する技術」も参考に、現地状況等を踏まえつつ比較検討を行い、採用する技術を決定すること。~~

~~なお、比較検討の結果、異なる手法が選定された場合は、検討費用も含め設計変更の対象とする。~~

~~（参考）ＮＥＴＩＳ「テーマ設定型の比較表」（国土交通省）~~

~~https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubtheme/themesettings~~

（鋼橋用鋼材の立会）

第　条　受注者は、鋼橋用鋼材（厚鋼材）の立会について、下表の品質管理基準及び規格値、写真管理基準によるものとする。

品質管理基準及び規格値

種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考
材料	必須	外観検査（主部材・代表部材）	現物照合		現物立会による目視及びリングマーク照合を行い、一致すること。その他全ての項目がミルシートで照合し全て一致すること。	
		外観検査（主部材・その他）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
		外観検査（附属部材）	帳票確認		全ての項目をミルシートで照合し、全て一致すること。	
		機械確認	JISによる			

写真管理基準

区分	番号	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
		工場制作工	外観検査	現物照合時	１橋に１回又は１工事に１回	
			在庫品切出	切出時	当初の物件で１枚（他は焼き増し）	
			機械試験	試験時	１橋に１回又は１工事に１回	

（土）

第　条　購入土は、十分な締固めが得られるものでなければならない。

２　路床土は、十分な締固めが得られる○○土で路体材のＣＢＲを考慮し、修正ＣＢＲ○○%以上のものでなければならない。

（その他の砂利、砕石、砂）

第　条　遮断層、サンドマットに使用する砂はＪＩＳ　Ａ　１２０４（土の粒度試験方法）によるふるい分の０．０７５通過量が○○％以下のものでなければならない。

２　サンドドレーン（サンドコンパクションパイル）に使用する砂は以下の仕様に適用するものとする。

０．０７５　フルイ通過量　○％以下

Ｄ○（○％粒径）○～○m/m

Ｄ○（○％粒径）○～○m/m

第　条　構造物の基礎には○○を使用するものとする。

（鋼材）

第　条　しゃ音壁の支柱に用いる○○鋼材は、ＪＩＳ　Ｈ　○○○○－ＨＺ　○○の溶融亜鉛メッキを施したものとする。

（レディーミクストコンクリート）

第　条　コンクリートの耐久性を向上させるため、本工事で使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５％以下、無筋コンクリートについては６０％以下とするものとする。

ただし、これらの水セメント比の上限値の規定について、下記構造物は適用除外とする。

（１）仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）

（２）最大高さ１m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物

（３）管（函）渠等（φ６００未満、６００×６００未満）の構造物

（４）道路照明、標識、防護柵等の構造物基礎

（５）耐久性を期待しない構造物（均しコンクリート、勾配調整コンクリート等）

２　本工事で使用するレディーミクストコンクリートは、下記の仕様によるものとする。

工種	粗骨材の最大寸法	スランプ	W/C	呼び強度	種類
重力式擁壁	・・mm	・・cm	・・%以下	・・N/mm^2	B種

（セメントコンクリート製品）

第　条　コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」によるものとする。

第　条　ブロック積擁壁に使用するコンクリート積ブロック（控○ｃｍ）は、ＪＩＳ又は

~~これに準じたものとし、１ｍ^2当たり重量は○ｋｇ（○ｋｇ）以上とする。~~

~~（一般瀝青材料）~~

~~第　条　ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。~~

~~用途~~	~~針入度~~	~~摘要~~
~~基層・表層~~	~~○～○~~	
~~上層路盤・歩道舗装~~	~~○～○~~	
~~支道舗装~~	~~○～○~~	

~~（芝（姫高麗芝、野芝、人工植生芝））~~

~~第　条　芝は野芝とする。~~

~~第　条　種子帯は、幅○○cmとする。~~

~~（注入目地材）~~

~~第　条　注入目地材は○○とする。~~

~~（注入目地材の種類等を記入）~~

~~（目地板）~~

~~第　条　伸縮目地材は○○とし、厚さは○○とする。~~

~~（道路標識）~~

~~第　条　標示板に用いる反射シートは、・・型とし、標識の書体は○○体とし、図案は監督職員の承諾を得て製作するものとする。~~

（区画線）

第４５条　塗装厚及び材料使用量は、下表のとおりとする。

1.溶融式

幅 (cm)	厚 (mm)	材料使用量（kg/km以上）		備考
		ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ（表面散布）	ﾌﾟﾗｲﾏｰ	
１５	1.5	20	25	
２０		26	33	
３０		40	50	

４５		60	75	

幅	材　料　使　用　料		備　考
	ペイント (L/㎞以上)	ｶﾞﾗｽﾋﾞｰｽﾞ(表面散布) (kg/㎞以上)	
１５	○　○	○　○	

設置様式は、下表のとおりとする。

区画線設置様式（単位：m）

区分	幅・長さ・間隔

第　条　区画線のうち路面カラー塗装については、以下のとおりとする。

1.主材料

試験成績表（JIS K 5665 3種規格に準拠する）

項目	品質規格
密度（２３℃）　（g/㎤3）	２．３以下
軟化点　（℃）	８０以上
タイヤ付着性	タイヤに付着しない
耐摩耗性 （１００回転について）	２００以下
圧縮強さ（２３℃）　(kN/㎠2)	０．８０２以上
耐アルカリ性	異常がない

2.施工方法

排水性舗装部　溶融噴射式

排水性舗装部以外　溶融式または溶融噴射式

※コンクリート舗装やコンクリート製品へのカラー化は塗装等により実施するなど、現場状況にあった工法を選定すること。

3.出来形管理基準

厚さ管理（ｔ＝１．７mm以上）

~~４.品質管理基準~~

~~JIS K ５６６５　３種規格に準拠した試験~~

~~滑り抵抗値の測定　初期値６５BPN以上~~

~~５.色の選定~~

~~使用箇所~~	~~色~~	~~日本塗装協会発行色番号~~
~~通学路~~	~~緑~~	~~45－50T~~
~~通学路以外の安全対策箇所~~	~~赤（ベンガラ）~~	~~07－40X（07－40P）~~
~~自転車レーン・矢羽根~~	~~青~~	~~69－50T~~

~~※発行色番号は相当近似色とする。~~

~~（下水道の使用材料）~~

~~第　条　下水道の使用材料については、次の各号によるものとする。~~

~~（１）人孔鉄蓋は千葉市型を使用し、合流管には［合流］、汚水管には［汚水］、雨水管には「雨水」表示とすること。一般的な使用区分は以下によるものとする。~~

~~①安全対策型とする。~~

~~②歩道及び車道幅員5.5m未満の一般市道：T=14t~~

~~③国、県道、指定された都市計画道路及び車道幅員5.5m以上の一般市道：T=25t~~

~~据付は、斜壁と枠との調整部の耐久性を保持するため、無収縮・高流動性・超早強性を有する調整モルタルを使用する。~~

~~④人孔蓋の据付において、受枠を固定する金具がない場合は、あと施工アンカー設置により受枠と固定すること。~~

~~⑤マンホール上部壁にインサートナット等がない場合において、アンカーの引抜強度は３本で１０６ｋＮ以上とする。アンカーボルトの強度は、材料の試験結果、穿孔径および穿孔深により確認するものとする。~~

~~⑥人孔蓋の据付は、千葉市下水道施設標準構造図（Ｄ－１３、Ｆ－１、Ｆ－２）マンホールふた標準図（１）、（２）によるものとする。~~

~~⑦調整モルタルはふた据付作業後、道路開放が可能な強度（曲げ強度3.5N/mm2以上）に達してから道路開放するものとする。モルタルの強度については、供試体による試験により確認することを原則とするが、確認方法については監督員との協議により決定するものとする。~~

~~（２）塩ビ製品は、ゴム輪継手を原則とする。~~

~~（３）各材料については、下水道協会規格及びJIS規格等公的機関の認定した工場で製作した製品を使用する。その他の工場で製作した製品は、工場検査を実施するものと~~

し、同等以上の品質を有する事を合格の条件とする。

（４）マンホール補修については、マンホールの中間に踊り場（中間スラブ）を設置する場合は、FRP 製グレーチングおどり場を後打ちすること。

（グレーチング蓋）

第　条　グレーチング蓋は、別添１のとおり千葉市仕様とし、別添２のとおり白色塗装を施すものする。

その他

（技術研修会の開催に対する協力）

第４６条　受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。

（アンケート等調査の協力）

第４７条　監督職員から各種制度の取組みに関するアンケート等の調査依頼があった場合、これに協力しなければならない。

（設計変更）

第４８条　本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。

~~**（防振ゴム等の品質確保）**~~

~~第　条　東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。~~

~~（契約金の支払方法について）~~

~~第　条　本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。~~

~~なお、令和〇年度の支払限度額は請負代金額の０％、当該支払限度額に対応する令和〇年度出来高予定額は請負代金額の０％とし、令和〇年度の支払限度額は請負代金額の１００％、当該支払限度額に対する令和〇年度出来高予定額は請負代金額の１００％とする。~~

~~**（現場着手の条件について）**~~

~~第　条　当該工事は、公共工事の平準化の対象工事であり、その目的を考慮し令和〇年〇月〇旬までを目途に速やかに起工すること。~~

~~なお、起工とは設計図書に基づき工事の完成のために必要となる施工（準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）は含まない。）を開始することをいう。~~

~~**（継続事業に係る契約の前金払の特則）**~~

~~第　条　本工事における継続事業に係る契約の前金払については、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができるものとする。~~

~~なお、契約会計年度に請求することができる翌会計年度に支払うべき前払金相当分の限度額については、工事請負契約約款第４１条第３項によるものとする。~~

別紙１

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「https://www.jcomsia.org/kokuban/software/」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、第１項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第２項に示す小黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「６　写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第３項に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

千葉開府９００年記念事業に関する特記仕様書

別紙２

本特記仕様書は、「千葉開府９００年記念事業」対象工事に適用する。

１　千葉開府９００年記念事業（以下「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

２　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、「工事標示板、工事情報看板、工事説明看板」ごとにロゴマーク・キャッチコピーを掲示（参考：別紙１）するものとする。

３　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、「別紙１」に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。また、掲示位置については「別紙１」を参考に示すが、現場状況や工事看板内容などを考慮し、受発注者間の協議により決定すること。

（３）ロゴマーク・キャッチコピーの看板への表示方法は、看板と同時製作を基本とするが、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（４）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。

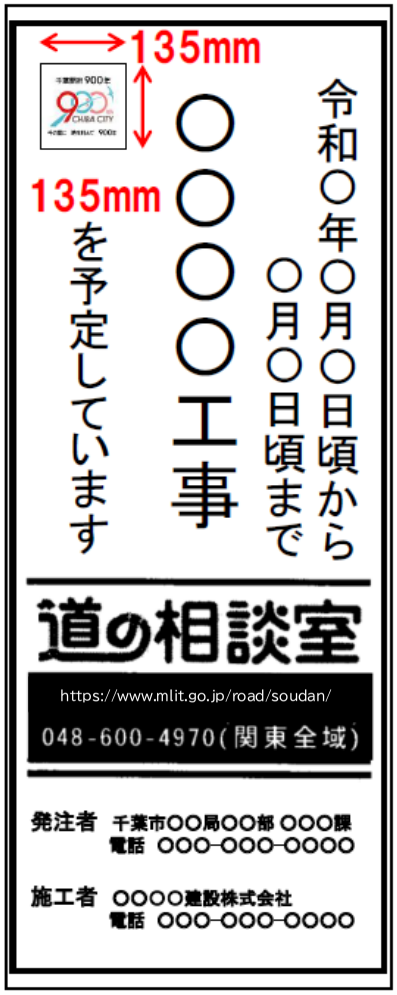
４　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。

別紙１

工事標示板の標準様式



工事情報看板の標準様式



工事説明看板の標準様式



※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、縦・横135mmを目安とし、拡大・縮小する場合は文字が読み取れるサイズとする。
※ロゴマーク・キャッチコピーの位置は、上記を基本とする。
※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさや掲示位置の変更が必要な場合は、監督員と協議すること。